

# 日本の点字

## 第 15 号

---

### 目 次

百科事典の“点字” .....	宮田信直	1
『日本点字表記法 1990年版』 ——日本の点字制定 100 周年記念——		
その概要と提案及び目次案 .....		4
1 編集の方針と原案の要約 .....		4
2 点字の記号の変更と追加 .....		6
3 自立語内部の切れ続きの原則 .....		9
4 動詞「する」の切れ続きに関する二つの意見 .....		14
5 『日本点字表記法 1990年版』目次案 .....		22
日本点字委員会総会報告 .....		29
編 集 後 記 .....		32

---

1989年9月

日本点字委員会

# 百科事典の“点字”

日本点字委員会委員 宮田 信直


昨今ボランティア事業というのが盛んで、わが町でも取り組むことになった。住民の皆さんに各種のボランティア活動を奨励し、地域福祉の底上げを図ろうというのである。先頃その一環として、点字についての説明文書を作ることになった。

視覚障害者や点訳ボランティアに対する点字指導書とは違って、点字について特に関心があるわけではない、ごく一般の人々への点字の説明は、遊び半分ともいわず、また限られたスペースの中だけに意外に苦勞をしてしまった。

後日、念のためいくつかの事典類で「点字」の項目を調べてみて驚いた。多種多様な、それぞれ力点を離れた立派な解説があるではないか。そういえば、その折り「点字のことは事典を見て知っている」という人がいた、と悔やんだが、あとの祭りである。

楽屋落ちと取られたり、ましてや仲間もめになっても困るのだが、いずれもが相当期間出版されて、図書館や学校や家庭でも長く利用されるものであり、点字表記の変更があった場合の補足や改訂には日点委などからの支援も考慮されるべきではないかという提案も込めて、その幾つかを紹介したい。

調べた中で最も新しかったのは、小学館の『日本大百科全書』(1987)で、瀬尾政雄氏の執筆。コンピューターによる相互変換や、音声読書機、オプタコン、発泡印刷のほか、点字受験の時間延長、点字漢字、日点委の存在にも触れた約2,500字の本文とともに、18cm四方の一覧表が載っている。残念なのは、この表の点字の黒丸が小さすぎることで、拗音などの二マス文字はマス間が広すぎ、外来音ではマス間が狭すぎることで、ティ・トゥが古いままであること。

全1巻というコンパクトな三省堂『記号の事典』(1985)は、出典一覧によれば、日点の「点訳のしおり1965」とあって、古い資料を丸写ししたようだが、本文1,000字と一覧表はウラ点字を主にしている。五十音のうちのラ行は⑥の点が欠落していて危ないし、記号の用例では「NHKにゆく」が  となっていたり、時刻の書き方では数字とカナが離れていて誤解されそう。

この例や先の小学館のように、墨字出版社の対応がいろいろでこちらの真意が伝わらず、切齒扼腕することは多い。手前味噌で恐縮だが、私が書いた大修館の『事典日本の文字』(1985)では、本文に5,000字余りのスペースを使い、別に「現かなの問題点」として日点委の主張を紹介させてもらったのに、一覧表とともに組み込んだ点字文6行の最後の行が削られて、意味不明になっている。

全16巻の平凡社『大百科事典』(1985)では、加藤康昭氏が800字余りで、点字の成立からペーパーレスブレイルまでを簡潔にまとめ、録音図書が普及しつつあるが、点字は投票や受験などで市民権を獲得しつつあると記している。点字表は、五十音のほかに濁音・半濁音・拗音・数字が一例ずつあるだけ。やはりマス間は詰まり過ぎ。

カラー印刷ですばらしいのは、講談社の『大図典』(1984)。直居鉄氏の監修で、テルミや触地図やギャラリーto mの紹介もあって、視覚障害者の生活と情報環境の明るい面が紹介されている。このページだけはカラーコピーをしたい。ただ、点字表は折角アキ点の横線や小さい点をやめて見やすくなっているのに、行間が狭いことと、不要点の消し忘れがあって惜しい。拗音のミスも痛いし、4行の文例中、マスアケや行末処理が、多分切り張りのため誤っているのも残念である。なお、音がのびる場合、ア・ウ・オ以外はイを使う、という趣旨の説明も苦しい。

全1巻のものとしては、この『大図典』の見開き2ページは異例で、同じ講談社の『大事典』(1983)の200字弱(松原寿美氏執筆)は、同じく『現代世界百科大辞典』全3巻(1972)の記述を圧縮したものらしく、平凡社『小百科事典』(1982;増補改定)と同程度の、説明文だけの紹介である。墨点字でいいからできるだけ現物を示してほしい。説明文だけの類では、事典ではなく巻数も全14巻と大部だが、小学館の『日本国語大辞典』(1975)が、

てんーじ〔点字〕〔名〕盲人用の文字で紙面に突起した点を一定の方式に組み合わせて表わされる音標文字。1829年フランスの盲人ルイ・ブライユが考案した。普通は縦6<sup>ミ</sup>横4<sup>ミ</sup>の長方形のますに、二行三段計六個の点によって示す。\*百鬼園随筆<内田百閒>百鬼園先生幻想録「点字の書物は便利です」\*公職選挙法47条「点字に関する記載については政令で定める点字は文字とみなす」…

と、非常にすっきりと書いている。全1巻の『国語大辞典』で\*以下がないのは当然

だろうが、盛り上がりが欠けて少し残念である。

平凡社『国民百科事典』(1978)は福本恒夫氏の執筆で、点字は「盲人や視力が著しく衰えている人の…文字。」と書き出して720字にまとめている。さらに「点字図書館」や「点字郵便」の項があり、五十音と数字の表、サーモフォームの東京交通図が鮮明な写真で提示されている。五十音はオモテ点字でうれしいのだが、なぜかアカサタナ…が右から左に並んでいて驚かされる。実は、公職選挙法施行令の別表も同じ形式なのだが、施行令は縦書きなので、こちらはやむを得ないのだろう。

ことのついでに、この別表について書いておくと、昭和50年以後改正がなければ、つなぎ符は連続符、置語符は送り符、カギとカッコは共にレ下がりとなっており、特殊音はクァ・グァとファ行の計6字、訓盲数字の順数である低下数字が掲げられていて、相当に時代が加っている。

本文5,000字、点字表A4判1ページという豪華版は、ブリタニカ『国際大百科事典』(1974)で、長谷川功氏の執筆である。プライユの点字創案、点字戦争、石川倉次の研究など、歴史的な事情が詳細に記されている。点字表は、アイウエオが横書き、アルファベットがA~J、K~Tと行を換えていて見やすいが、アキ点の白丸がやや邪魔になる。

初版が1970年の小学館『大日本百科事典』は見えないが、その新版(1981)から推して、すべて加藤善徳氏の筆になるものであろう。1,500字の中で、点字出版の貧困さを指摘しているくぐりは耳が痛い。点字表は簡単だが、例文が1行だけ示されていて雰囲気を出している。ただ、マスアケが半マス分しかなく、数字も詰まり過ぎ。

加藤氏は平凡社の『世界大百科事典』(1966)も担当されていて、本文は1,000字ほどだが、こちらの点字表はゆったりしている。上と同様、ウラ点字で、アイウエオは縦に並んでいる。

以上、手当たり次第に取り上げ、蛇足まで付け加えた失礼は、心からお詫びするが、先にも書いた通り、この程度の年次の事典類はどこにでもあって、現役なのである。仮名遣いや分かち書きの規則に触れているものは少ないから、実害は生じないだろうが、公用文字としての正しい点字の普及に努める我々としては、一般社会との接点のひとつである「百科事典」についても、何らかの心配りをしていきたい。

# 『日本点字表記法 1990年版』

— 日本の点字制定 100 周年記念 —

## その概要と提案および目次案

日本点字表記法編集委員会

来年1990年（平成2年）の11月1日は、日本の点字制定 100 周年の記念日に当たる。それを機に、日本点字委員会では1980年に発行した『改訂日本点字表記法』の見直しを行ってきた。現在までに、後に掲載する目次案に基づいて、「第1編 点字の表記」の原案が作成された。ここでは、その概要を述べるとともに、まだ意見が分かれている動詞「する」の切れ続きについては二つの意見を提案する。

これらの原案と動詞「する」の切れ続きに関する二つの意見について、1990年1月末日までに事務局にご意見をお寄せくださるようお願いする。

### 1 編集の方針と原案の要約

日本の点字は、日本の視覚障害者の共有財産であって、一部の専門家や研究者のものであってはならない。それは、100年にわたる過去の経験の蓄積を踏まえるとともに、現在における点字の意義を自覚し、将来における視覚障害者の生活と文化の向上を準備するものでなくてはならない。日本国民の一人としての視覚障害者が社会的に発言し、多くの情報を収集できるようにするためには、点字を単なる視覚障害者相互のやりとりの手段にとどめてはならない。さらに、速く読み書きできるとともに、意味を正確に理解できることが必要である。そのためには、点字の表記の検討に際して、触読に対する配慮とともに、日本語の本質に忠実であることを心がける必要がある。

点字の表記法が、これらの要件を満たすためには、①墨字との対応関係を明らかにする、②表記法としての体系化、すなわち表記法内部の矛盾をなくし、表記法の理論的根拠を明らかにする、③墨字の表記符号の多様化に対応する、の3点を踏まえる必

要がある。

このような方針に従って、今回の見直し作業は続けられている。前回の1980年の『改訂日本点字表記法』では、かなり大幅な改訂が行われたが、この10年間に、点字の記号や点字の仮名遣いについては、関係者の合意が得られたため、点字出版物や点訳図書の表記がほぼ統一されてきている。また、点字常用者、点訳奉仕者、点字関係職員などから、点字表記法の表現や用例が分かりにくいとか、複合語の切れ続きの根拠が明確でないなどのご意見をいただいていた。そこで、見直しの結果、作成された原案を要約すると次のとおりである。

**第1章 点字の記号**：記号は変更すると混乱を引き起こすので、変更は小見出し符一つにとどめた。墨字の表記符号との対応をはかる必要があるため、点字の表記符号を数種増加し、それに関連した名称の変更を行う。また、1990年2月に国語審議会が外来語の表記について答申のための中間報告を行うのに備えて、増加が予想される特殊音の検討を行っている。

**第2章 語の書き表し方**：国語審議会が「現代仮名遣い」の改定を行ったので、項目の配列順序などの整理、表現や用例の検討などを行うが、大きな変更はない。

**第3章 語の区切り目と分かち書き**：全体として、項目の配列順序などの整理、表現や用例などの検討を行う。その上で、自立語内部の切れ続きの原則を単純明快なものとしてまとめ、用例を整理する。ただ、動詞の「する」の切れ続きについては、委員会内部で意見が分かれているので、二つの意見を提案して、広くご意見をいただいた上で、来年春に決定することとした。

**第4章 文の構成と表記符号の用法**：新たに記号間の優先順位と、行替えなどの問題を取り上げた二つの節を設けて項目の配列順序などを整理するとともに、表現や用例の整理を行う。全体として、大きな変更はない。

以上要約したように、「第1編 点字の表記」全体を通じて、日本の点字制定100周年記念にふさわしい表記法を目指して、配列順序の整理と、表現や用例の整理に重点をおく。そのため、実質的な変更はそれほど多くはない。そこで、①点字の記号



によって、第1段落挿入符と区別する必要がある場合には、第2段落挿入符を用いることができるようになる。

ウ。墨字のつなぎ符の用途や形が多様化しており、点字でもこれらを区別する必要が生じてきた。そこで、現行のつなぎ符を「第1つなぎ符」 $\ddot{\text{::}}$ と名称を変更し、新たに「第2つなぎ符」 $\ddot{\text{::}}\ddot{\text{::}}$ を追加する。これによって、第1つなぎ符と区別する必要がある場合には、第2つなぎ符を用いることができるようになる。

エ。文中で注記する場合、墨字では†、\*、※……などと、多様な形で表され、用途も複数使い分けている。点字では、これらのすべての形に対応することはできないが、複数の用途を区別する場合、墨字の符号の形にはこだわらず、異なった表し方が必要となってきた。そこで、現行の文中注記符を「第1注記符」 $\ddot{\text{::}}\ddot{\text{::}}$ と名称を変更し、新たに「第2注記符」 $\ddot{\text{::}}\ddot{\text{::}}\ddot{\text{::}}$ を追加する。これによって、第1注記符と区別する必要がある場合には、第2注記符を用いることができるようになる。

オ。行頭に注意を喚起するために用いる星印も複数区別する必要が生じてきた。そこで、現行の星印を「第1星印」 $\square\square\ddot{\text{::}}\ddot{\text{::}}\square$ と名称を変更し、新たに「第2星印」 $\square\square\ddot{\text{::}}\ddot{\text{::}}\square$ を追加する。これによって、第1星印と区別する必要がある場合には、第2星印を用いることができるようになる。

カ。従来のカッコ類、カギ類、指示符類などに加えて、今回「第1…」、「第2…」という形の名称が増えてくる。これらを総括して呼ぶ場合、小見出し符類、段落挿入符類、つなぎ符類、注記符類、星印類などと呼ぶこととする。そのため、現行の波線類という名称は他と異質なものとなる。これは、第1…、第2…などの区別はないので、「波線」 $\ddot{\text{::}}\ddot{\text{::}}$ と名称を変更する。名称は変更しても、用途は現行と全く同じで、墨字の形にこだわるのではなく、語句と語句の範囲を表す用途に則して用いる。

### (3) 付加記号への位置づけとその追加

「第1章 点字の記号」で取り扱う表記符号は基本的なものにとどめる必要がある。しかしながら、特定の用途に必要な表記符号や、用いると便利な表記符号などもある。そこで、それらについては、「第2編 参考資料」の中に付加記号の章を設け、そこでそれらを紹介し、用途を解説することとする。現在、次のようなものを付加記号と



して検討している。

ア. 現行の符号を付加記号に回すもの：伏せ字の○  
×、その他の伏せ字、小文字、行末のつなぎ、発音記号、  
第1ストレス符、第2ストレス符などを、現行の点字の記号の章から、付加記号の章に移すこととする。

イ. 次のような符号を付加記号に追加する：%（パーセント）、&（アンドマーク）、#（ナンバーマーク）、\*（アステリクス）、  
置語符などが追加されることが検討されている。

#### (4) 特殊音点字記号の追加の準備

現代仮名遣いの改定の答申を終えた国語審議会は、この3年間、外来語の書き表し方について審議を重ねている。その中で、最近、英語教育の普及や国際交流の増進などを基盤に、スポーツやファッションあるいは料理などを始めとして、外来語が多く使われるようになってきていること、さらに、外国の地名や人名あるいは多くの国々の言葉がカタカナで書かれることが多くなっていることなどに、どう対応するかが問われているのである。国語審議会は、戦後の国語改革の一環として、1954年（昭和29年）には、できるだけ外来音（特殊音）を用いず、普通の国語音に置き換えて書き表すように答申していたが、今回は、これらの実態を踏まえて、原音の意識を反映した外来音を認め、それらをどのようなカタカナで書き表すかを示さざるを得なくなっている。その結果、来年2月の中間報告では、40近くの外来音の書き表し方が含まれるのではないかということが予想されている。

日本点字委員会では、今回の見直し作業の中で、外来音の書き表し方も検討しているが、結論を国語審議会の中間報告を待ってまとめることとしている。ただ、それを漫然と待つのではなく、外来語などの書き表し方の規則とともに、特殊音点字の追加の準備も検討している。

現在までに28の特殊音点字が認められ、一般に使用されているので、残り十数種類の特殊音点字を追加する必要がある。墨字の新聞・雑誌などでは、もっと多く、数十種類の外来音が小文字との組合せでカタカナで書き表されているが、点字では、そのす

べてに対応するのではなく、国語審議会が認めたものにとどめることが賢明であると思われる。そこで、追加した特殊音点字以外の外来音については、拗音などの中から近い音を探したり、小文字を普通の仮名として書き表したりするなどして、できるだけ近い音で書き表すことが得策ではないかという立場を取っている。

国語審議会の答申に含まれると思われる外来音点字をここに掲載し、それに対応する特殊音点字の候補を掲載するので、ご意見をいただければ幸いである。

墨字 表記	発音 記号	特殊音点字 の候補	墨字 表記	発音 記号	特殊音点字 の候補
スイ	si	→ ⠠ ⠠	ズイ	zi	→ ⠠ ⠠
フユ	fju	→ ⠠ ⠠	ヴユ	vju	→ ⠠ ⠠
クイ	kwi	→ ⠠ ⠠	グイ	gwi	→ ⠠ ⠠
クエ	kwe	→ ⠠ ⠠	グエ	gwe	→ ⠠ ⠠
クオ	kwo	→ ⠠ ⠠	グオ	gwo	→ ⠠ ⠠
キエ	kje	→ ⠠ ⠠	ギエ	gje	→ ⠠ ⠠

### 3 自立語内部の切れ続きの原則

『改訂日本点字表記法』が発行されてからこの10年間に、点字の記号や語の書き表し方については、ほぼ統一されてきたといえる。分かち書きについても、自立語の前は区切り、助詞や助動詞は前を続けるという第一原則はほとんど問題がない。ところが、自立語内部の切れ続きという第二原則についてはかなり問題が残っている。

外来語・和語・漢語などの構成要素のどこで区切るかという点については、特定の組織や施設あるいはグループなどの内部では、それなりに一貫性がとれている。しかしながら、全国的にそれらと比較してみると、かなりの幅がある。数種の点字表記辞典なども発刊されているが、自立語内部の切れ続きについては、相当異なっている。さらに、点字使用者の場合は、個人差が著しい。その理由として、日本国民が自然に

感じ取っている語の構成意識を反映した自立語内部の切れ続きの原則になっていないのではないか、また、それらの原則が、単純明快で理解しやすいものになっていないのではないか、などが考えられる。そのため、それぞれが馴染んだ方法に固執し、点字指導者がなんとか工夫して教えこんでも、点訳奉仕者や点字使用者は、自分で判断することが難しく、日常の点字の正確な読み書きに自信をなくしているのではなからうか。

考えてみれば、点字の記号については、1点でも異なれば、別の記号になってしまうから不統一は許されない。また、語の書き表し方（仮名遣い）については、国語審議会の見解のように、表記の標準ではなく、目安として多少の弾力性が許される。それに対して、自立語内部の切れ続きについては、かなり幅があっても、決定的な支障を与えるというわけではない。

そこで、ある程度幅をもたせて、弾力的に対応してもよいのではないかということが出来る。その上で、単純明快な規則を一つの目安として示すこととする。

文章の意味を理解しながら速く読むことができるためには、意味のまとまりごとに区切ってあるほうがよい。例えば、「点字図書館」が一つの自立語であっても、「テンジ□トショカン」と自立可能な意味の成分ごとに区切ってあったほうが読みやすい。この場合、「図書館」の「館」は意味のまとまりではあるが自立性がなく、副次的な意味の成分ということが出来る。そこで、「トショ」という自立可能な意味の成分に「カン」という副次的な意味の成分を続けて、「トショカン」とするほうが読み取りやすい。そこで、自立可能な意味の成分は区切り、副次的な意味の成分は続けるということをも原則とすることができる。

一方、日本語のリズムが4拍子であるなどと言われるように4拍で意味のまとまりを持つことが多く、例えば、「うなどん」「学割」「プロレス」などのように、略語を作るときも4拍になることが多い。その意味でどのぐらいの拍数で区切るかということも考慮する必要がある。また、区切ってあるものを読みながらつないでいくほうが、続けているものを、どこで区切るのかと考えながら読むよりも、速く意味を正確に読み取ることができる。

和語・漢語・外来語を通して、自立可能な意味の成分は、3拍以上である場合が圧

倒的に多い。そこで、3拍以上の自立可能な意味の成分は区切り、2拍以下の副次的な意味の成分は続けることを原則とすることが妥当である。ただ、2拍以下であっても、独立性の強い意味の成分は区切ったほうがよい場合もある。

次に、原案の「第3章 語の区切り目と分かち書き、第2節 自立語内部の切れ続き」の5.と6.の規則とその用例を引用する。また、これらと関連して、「第3節 固有名詞内部の切れ続き」の4.と5.の規則とその用例も引用する。

3章2節5. 複合名詞では、3拍以上の自立可能な意味の成分が、二つ以上あればその境目で区切り、2拍以下の意味の成分は、そのどちらかに続けることを原則とするが、各成分の間に分かちがたい意識のある複合名詞については、その成分が3拍以上であっても続けることができる。

[例] エイヨー□マンテン キンジョ□メイワク ジダイ□サクゴ  
ウケツケ□マドグチ コブトリ□ジイサン トシヨリ□アツカイ  
ハナヨメ□スガタ ハナシ□コトバ サクラ□ナミキ  
ガソリン□スタンド アイス□クリーム カラー□テレビ  
イヌネコ□ビョーイン カンコー□タクシー デンキ□ノコギリ  
ジプシー□ムスメ マクラ□カバー オンナ□シャチョー  
ミズサイパイ セミシグレ カナモジ ギンコーマン シュザイメモ  
フカクテイ□ヨーソ テンジ□シュッパンジョ  
ヒコーキ□ソージャーホー アメリカン□フットボール  
ソフト□コンタクト□レンズ シンタイ□ショーガイシャ□テチョー  
デラックス□システム□コンポーネント□ウリダシ□キネン□パーティー  
ベースボール インターナショナル フレンドシップ

【注意】4字以上の漢語で、共通な漢字が省略されていると思われるものは、その部分で区切ることを原則とする。また、自立可能な意味の成分の前か後ろに、副次的な意味の成分が一つ以上付け加えられたと思われるものは続けて書き表す。

[例] ケイザイガク□ガクシャ →ケイザイ□ガクシャ  
カイケイ□カチョー シャカイ□ガッカ テンジ□ヨーシ

ゴーカク□ケンナイ ケッコン□シキジョー セイト□カイチャー  
カイスイヨクジョー ジョシダイセイ モーガッコーチャー  
フレンゾクセン ヒホケンシャショー

なお、複合名詞のうち、後半の成分が動詞から転成した3拍のもので、分かちがたい意識があるものは続けて書き表してもよい。

[例] ミサキ□メグリ (ミサキメグリ) タカラ□サガシ (タカラサガシ)  
サクラ□フブキ (サクラフブキ) マホー□ツカイ (マホーツカイ)  
ママゴト□アソビ (ママゴトアソビ) オマツリ□サワギ (オマツリサワギ)

3章2節6. 複合名詞の成分が2拍以下であっても、独立性が強く、意味の理解を助ける場合には区切って書き表す。

[例] ボシ□ネンキン トシ□コッカ ジコ□ホーコクショ  
ネン□ヘイキン ケン□タイイクカン  
シカ□イシ ナイカ□イシ コーツー□ジコ ミンシュ□シュギ  
マス□コミュニケーション クリスマス□イブ トチ□コロガシ  
バス□テイリュージョ

【注意】漢字1字ずつが、自立可能な意味の成分で、対等な関係で並んでいる場合には、意味の理解を容易にするために、適宜区切るかすべてを続けて書き表す。

[例] トーザイ□ナンボク カチャー□フーゲツ  
ジン□ギ□レイ□チ□シン ショー□ロー□ビョー□シ  
コー□オツ□ヘイ□テイ□ボ  
イショクジュー テンチジン ネンガッピ トドーフケン  
シュンカシューター

3章3節4. 地名(国名を含む)および地名と接尾語や造語要素または普通名詞などの複合語は、段階ごとに区切って書き表す。一つの段階の内部に、3拍以上の自立可能な意味の成分が二つ以上あればその境目で区切り、2拍以下の意味の成分は、そのどちらかに続けることを原則とするが、各成分の間に分かちがたい意識のある地名

については、その成分が3拍以上であっても続けるかつなぎ符をはさんで続けて書き表すことができる。

[例] アメリカ□ガッシューコク　　チューカ□ジンミン□キョーワコク

ダイカン□ミンコク (ダイカンミンコク)

トーキョート□チヨダク□ナガタチョー□1ノ□7

ムサシノクニ□タマゴオリ

ヤマト□コオリヤマシ (ヤマトコオリヤマシ　　ヤマト ☺☺ コオリヤマシ)

ミノカモシ

サツマ□ハントー　　ウラル□サンミャク　　エリモ□ミサキ

ジッコク□トーゲ　　シノバズノイケ

ヒガシ□アジア (ヒガシアジア)　　ニシアジア

【注意】地名を含む複合語で、共通な漢字が省略されていると思われるものはその部分で区切るが、自立可能な意味の成分の前か後ろに、副次的な意味の成分が一つ以上付け加えられたと思われるものは、続けて書き表してもよい。

[例] キョートフ → キョート□フリツ□モーガッコー

トーキョー□トミン□ギンコー　　トーキョー□ウンガン□ドーロ

カナガワ□ケンチョー　　オオサカ□シヤクシヨ

3章3節5. 地名または地名を含む複合名詞の成分が2拍以下であっても、独立性が強く意味の理解を助ける場合には区切って書き表す。また、2拍以下の副次的な成分であっても、意味の理解を助ける場合にはつなぎ符をはさんで続けて書き表してもよい。

[例] ノト□ハントー　　キタ□クヤクシヨ　　ツ□シチョー

シバ□シロカネチョー

ネスコ (ネス ☺☺ コ)

## 4 動詞「する」の切れ続きに関する二つの意見

### (1) 現状と問題点

動詞「する」の切れ続きについては、従来、「する」を含む複合動詞は続けて書き表すが、その他の名詞や副詞などに動詞や代動詞の「する」が続く場合には、その間を区切るという規則が実施されてきている。しかしながらその区別がそう簡単ではないところから、いろいろの悩みが語られていた。

盲学校の小学部などでも、「ボク□オモシロイ□ホンヲ□ヨンデイルヨ」と補助動詞の「いる」を前に続けてしまうような子供が、「ボク□キョー□ウンドー□シタイング」などと、複合動詞の「する」の前を区切って書く場合があんがい多い。教師が一生懸命教え込んでやっと定着したかなと思っても難しいケースでは判断に迷っている。なにもこれは子供に限ったことではない。点訳奉仕者や中途失明者あるいは盲学校教員なども入門期などでは半数以上が「キョーリョク□シタイ」、「スポーツ□シマセンカ」、「ハッキリ□サセヨ」などと、複合動詞を区切って書くことが多い。ベテランの教師や点字図書館の職員などが半年も丁寧に教えれば、それでも何とか習慣が形成される。ただ、以前に「点字毎日」の読者欄で点字の表記を投書のまま取り上げていた時期があった。そこでも、多くの読者が複合動詞の「する」の前を区切っていた。さらに、ベテランの奉仕者でもこの場合はどうするかということの問題になると、いくつかの国語辞典を引いても自分で判断ができず、点字図書館の職員に尋ねたり、恐る恐る区切ってみたり、続けてみたりしている場合も少なくはない。

一方、ベテランの教師や点字図書館の職員は、何とか定着が図れないかと、説明の方法や指導のやり方を工夫して対応に努めているのが現状である。

それではどのような問題点があるのか、整理してみることにする。

ア. 複合動詞の範囲：「学校文法」や「受験文法」などと呼ばれている一般に普及している文法の定義では、名詞や副詞と「する」が結び付いて一つの動詞となったものを複合動詞であるとしている。この場合、複合動詞になる前に名詞や副詞であったのか、現在でも名詞や副詞で、それに動詞や代動詞の「する」が続くのかによって、この「する」は前に続くのか、前を区切るのかを区別しなければならない。そこで、

複合動詞であるかないかをどうして判断するのが問題となる。国語辞典を引いても分からないことが多い。その理由として、①その辞書の編集者によって根拠とする学説が異なるため、取り上げ方が異なっている。②「する」は動詞の3分の1を占めるほど大量に使われているので、見出し語数の少ない国語辞典では掲載されている量が少なくなる。③国語辞典の中には、「する」の項目の中に、㊶動詞、㊷代動詞、および㊸複合動詞を作るサ行変格活用の語尾などと、並列して取り上げてあるので、他の見出し語の名詞や副詞と結び付けて複合動詞と判断している場合もある、などが考えられる。結局、複合動詞の範囲はあまり明確にはできないという問題点がある。

イ. 副詞+「する」の使い分け：「ハッキリシタ□メハナダチ」では、複合動詞として続けるが、「ヘンジワ□ハッキリ□シナサイ」などでは、副詞に普通の動詞の「する」が続くから区切るということになるので、同じ語を文脈によって判断しなければならない。この点、副詞の場合が最も難しい。

ウ. 名詞+「する」の使い分け：「勉強する」と「勉強をする」とを区別することはそれほど難しくはない。しかしながら、「バレーボールしたい」や「ヨーロッパ化する」などになると名詞に「する」が続くものだから区切るのではないかと思うようになる。中でも難しいのは、連体修飾語に続く名詞の後は、複合動詞にはなり得ないので区切らなければならないということである。「数学の勉強する」、「怖い顔つきする」、「元気な声して」、「かかる失態したのなら」などは、複合動詞として続けるのではないかと迷うこともある。特に、最近の若者のように、「すごい」を副詞的に使う人にとっては、「すごい運動したよ」というのは副詞がかかる複合動詞として続けたい人も多い。また、「服を洗濯してください」と、「服の洗濯してください」を区別するのはそう楽ではない。さらに、「全力投球する」と、「断固反対する」を、区別するのは難しい。

あるいは、「違法なストする」と、「これをメモする」、「額に汗する」、「赤い顔する」などのような短い名詞と複合動詞を区別するのもたやすいことではない。

エ. 複合動詞と代動詞の区別：「この本は500円したよ」とか「十日したら帰る」のように、他の動詞の意味を代行する代動詞の「する」を複合動詞に含まれる「する」とどのようにして区別するかはそれほど容易ではない。



オ. 増大する「する」の用途：以前は、「協力する」などのように動作を予想させるような名詞から複合動詞ができていたが、戦時中の「科学する心」などから始まっておよそ動作と結び付かないものまで、複合動詞を作るようになった。最近では、「主婦する」、「タバコする」、「シヤガールする」なども複合動詞として意識されるようになってきた。名詞から動詞を作るとき、以前は、接尾語の「る」を付けて、「サボる」、「デモる」などと作っていたが、この頃では、「する」を用いる傾向が圧倒的となった。そこで、今後どんどん増加する複合動詞をどうとらえればよいか、点字表記の問題点となってきたのである。

以上述べてきた現状と問題点を踏まえて日本点字委員会では、ここ数年検討を続けてきた。現在では、従来の規則を維持して、もっと普及に努めるべきであるという意見と、この際、単純明快な規則に改めて、問題点を一挙に解決すべきだとの二つの意見に分かれている。

そこで、二つの意見の論拠と内容を提案して多くの方々からのご意見を伺うこととした。来年の1月末日までに事務局に文書でご意見をいただければ、それをも踏まえて検討していきたいと計画している。

## (2) 現行の規則を維持する意見

現行の規則を変更しないという論拠として、次のようなものが主張されている。

ア. 点字表記というものは、経験の蓄積で長い間の歴史の重みを背負っているものであるからむやみに変更すべきではない。複合動詞「する」の切れ続きについても同様である。すでに学んだ点字使用者や点訳奉仕者にとっては、馴染みとなっているのであるから、多少問題があったとしても変えるべきではない。いままで、ベテランの教師や点字図書館の職員が熱心に指導してきたのに、いまさら変更するなどとは立場上言うことはできない。点字使用者などに乱れがあったとしても、規則としては定着してほとんどの施設が実施してきたのだから変更してはならない。

イ. 名詞や副詞に「する」が接続して複合動詞ができることは、「学校文法」や「受験文法」などと呼ばれて一般に普及している学説で認められているのであるから、それを無視してはならない。個々のケースについては、数種類の国語辞典を引いたり、

点字表記に関する辞典を引いて判断すればすむことである。

ウ、漢語や外来語には動詞がないので、これを動詞化する手段として「する」を付けることが多い。それによって今後増大すると思われる複合動詞は、すべてひと続きに書けばよい。

エ、規則を十分に習得理解していない人には丁寧に指導すればよいし、今後増える中途失明者や点訳奉仕者には、指導法を工夫して対処すればよいのであって、規則を変えるべきではない。

現行規則を維持すべきであるという意見の論拠は、およそ以上のような点である。そこで、現行の規則の具体的な内容について、1981年に日本点字委員会が発行した広報「日本の点字」第9号に掲載されている点字表記に関する問答欄「動詞『する』の切れ続き」を要約して、次に示す。

独立した動詞や代動詞の「する」の前は区切り、複合動詞の「する」の前は続けることを原則とする。

<独立の動詞の場合>：独立の動詞である「する」が副詞などの連用修飾語に続く場合、「する」の前を区切る。

[例] ドー□シタノ ヤッパリ□シタカ ウツクシク□シテネ  
シズカニ□シテタ イソイデ□シタラ ウンドーヲ□スル  
ハッキリト□サセナサイ

<代動詞の場合>：「する」が他の動詞の意味を代行する代動詞の場合も、独立の動詞の場合と同じく「する」の前を区切る。

[例] 1 シューカン□スル シバラク□スル  
100 ♪ エン□スル イクラ□スル コワイ□カオ□スル  
ツバクロガ□ツチデ□イエ□スル□キソジカナ

<複合動詞の場合>：名詞や副詞などと「する」が結びついて複合動詞になっている場合には、「する」の前を続ける。

[例] ヒトラ□アイスル ミヲ□テイスル ベンキョースル

ウンドースル　ハッキリスル　ヨーロッパカスル

〈連用修飾語に続く複合動詞の場合〉：副詞などの連用修飾語に続く複合動詞の内部の「する」は、そのまま続けて書き表す。

〔例〕　アシタ□トーロンスル　シズカニ□シンコキュースル

【注意】文脈によって書き分ける必要があるものがある。

〔例〕　モット□ユックリシテ□クダサイ（くつろいでの意味）

モット□ユックリ□シテ□クダサイ（遅くしての意味）

〈連体修飾語と体言に続く動詞の場合〉：連体詞や形容詞などの連体修飾語は体言（名詞）にしかかからない。そこで、その体言に続く「する」は独立した動詞と考えられるので前を区切る。

〔例〕　コノ□ソーダン□スル　ミジカイ□リョコー□スル

ヘンナ□ウワサ□スル　ハードナ□レンシュー□スル

アソビノ□ジャマ□スル　エイゴノ□ベンキョー□スル

【注意】次の「…の」は、複合動詞を跳び越えて後ろの体言にかかるので、これらの複合動詞は区切らない。

〔例〕　コノ□コーフンサセル□ブンショー

テキノ□コーゲキシヤスイ□モクヒョー

アナタノ□ソンケイスル□ヒト

〈内部にマスあけを含む複合語に続く動詞の場合〉：二つ以上の自立可能な意味の成分を持つ4字以上の漢語に「する」が続いてできた語は、たとえそれが全体として複合語と考えられても、その内部を区切る。

〔例〕　シャカイ□セイカツ□スル　ジュケン□ベンキョー□スル

デンワ□レンラク□スル　キシヤ□カイケン□スル

ホーシ□カツドー□スル　ダントイ□ワリビキ□スル

イッシン□イッタイ□スル　シッタ□ゲキレイ□スル

リッシン□シュッセ□スル　イッチ□ダンケツ□スル

ケンキュー□トーギ□スル　チョーサ□ケンキュー□スル

ゼンセン□ケントー□スル　オシアイ□ヘシアイ□スル

リモート□コントロール□スル　スポーツ□マッサージ□スル  
ビタミン□チューシャ□スル　ガソリン□ホキュー□スル

【注意】次のような場合は、連用修飾語に複合動詞が続いたものと考えられるので、続けて書き表す。

【例】ダンコ□ハンタイスル　チョーキ□シュツチョースル  
イチジ□テイシスル　チョクセツ□センキョスル

### (3) 単純明快な規則に変更するという意見

この際、(1)で述べた現状と問題点を踏まえて、それらを単純明快な規則によって解消しようという意見である。具体的には、1字漢語に「する」が付いたものだけを続けて、あとはすべて「する」の前で区切るという規則を立てることによって問題点の解消を図ろうという意見である。その論点はおよそ次のようなものである。

ア. 1字漢語に「する」が付いた複合動詞は、その他のものと異なって、国語辞典を引かなくとも他と区別できる。しかも1字漢語は2拍以下であるからその数はきわめて少ない。戦前に、国語学者の柴田武氏は、「漢語動詞」に関する論文の中で、1字漢語に「する」が付いたものだけが複合動詞で、2字以上の漢語名詞に動詞の「する」が付いたものとは性質も全く異なっていると述べている。すなわち、①「愛する」、「期する」、「準ずる」などの1字漢語動詞は、サ行変格活用のほかに、四段活用もとる例があること、②「準ずる」などのように後半が連濁を起すことがあること、③「勉強をする」などのように間に助詞の「を」をはさむことはないこと、などの特徴があり、これらは2字以上の漢語動詞には見られないことを指摘している。また、2字以上の漢語は、ローマ字や仮名書きの文では分かち書きされているものが多いのに対して、1字漢語で分かち書きされているものはないことなども指摘している。

このように1字漢語は「する」と一体となっているので区切ることはできない。これに対して、2字以上の漢語や和語あるいは外来語の名詞と「する」との間は、副詞と「する」との間と同じように、連用修飾関係を内包しているから、たとえ複合動詞であったとしても、複合名詞の内部の切れ続きと同じように区切ることができる。

イ. 2字以上の漢語や、和語、外来語、副詞など、1字漢語以外のものと「する」の間は、すべて区切る。そうすれば判断は単純で、点字使用者や点訳奉仕者も楽になる。また、現行の表記の「ベンキョースル」の影響で、「ベンキョー□ナサイ」や「ウンドー□デキル」などが続いてしまう傾向があるのを防ぐこともできるなど、いろいろな問題点が解消される。とくに、現在点字離れが進行していると言われるなかで、中途失明者の指導でもその大きな問題点が解消される。

ウ. 今後増大すると思われる「する」を含んだ複合動詞の場合も、すべて前を区切ることによって悩むことはない。

以上のような論点に基づいて、規則のたたき台とその用例を次に示すこととする。

「する」の前に、3拍以上の意味の成分がくる場合や、2拍以下であっても独立性の強い意味の成分がくる場合には、その境目で区切って書き表すことを原則とする。

[例]

<1字の漢語+する>: キミニワ□ゴシテ□イケナイ

キスル□トコロガ□アル ウマヲ□ギョシテ□クダサイ

ヤマイガ□コージテ オカズニ□テキシタ

アナタノ□アイスル□ヒト センセイノ□カシタ□カダイ

<2字以上の漢語+する>: ゲンジョーヲ□イジ□スル□コトヲ□カレワ□

シサ□シタ カタイ□ケツイ□シテ□キビシイ□イケン□シタナ

ストヲ□ケッキ□シタガ□ケッキョク□カイヒ□シタ

ウンドー□シハジメタ テツガク□スルノカイ

ダイギャクテン□シテネ ゴリョーカイ□シテネ

ダンタイ□ワリビキ□スル イッキ□イチユー□スル

タイザン□メイドー□シテ ダンコ□ハンタイ□スル

シャカイ□セイカツ□スル イチジ□テイシ□スル

<和語の名詞+する>: ウワサ□スル オミマイ□スル

オタズネ□シマス オモイチガイ□スル ハヤオキ□スル

マジナイ□スル オイワイ□シマス

<外来語+する>：シャンプ-□スル ヘミングウェイ□スル

スポーツ□マッサージ□シマセンカ

<混種語+する>：ヨーロッパカ□スル

ビタミン□チューシャ□シテ□イタダケマセンカ

<連用修飾語+する>：スッキリ□スル ホンノリ□シタ

キラキラ□スル ハキハキ□シナサイ モタモタ□スルナ

モット□ユックリ□シテ□クダサイ アシタ□スル ド-□シタノ

ヤッパリ□シタカ ウツクシク□シテネ シズカニ□シロ

イソイデ□シナクチャ ベンキョ-ヲ□サセル

<にして、をして、として>：イマニ□シテ□ホモエバ

ワタシヲ□シテ□イワセレバ ヒトリト□シテ□タチサラナイ

オヤト□シテ□ユルサヌ

<代動詞>：1 シューカン□シテ 100 〰〰 エン□シタヨ

タバコ□スル

<本動詞>：アッチヲ□ミ□コッチヲ□ミ□スル

<二重の連体修飾>：コノ□コーフン□サセル□ブンショーワ□ダレノデスカ

テキノ□コーゲキ□シヤスイ□モクヒョ-ヲ□ミツケダセ

エイゴノ□ベンキョ-□スル□ガクセイタチデス

【注意】「する」の前が2拍以下であっても、漢語名詞でない場合や「する」が代動詞の場合は区切って書き表す。また、漢語名詞であっても、前に連体修飾語がくる場合には、複合動詞でないから区切って書き表す。

[例] カオニ□アセ□シテ ノ-トニ□メモ□シタ

コイニ□コイ□スル ツバクロガ□ツチデ□イエ□スル□キノジカナ

タノシイ□カオ□シテ□ハイッテ□オイデ

アソビノ□ジャマ□シナイデネ リコーナ□シュフ□シテ

スゴイ□ヤク□シタネ

## 5 『日本点字表記法 1990年版』

### —— 日本の点字制定 100 周年記念 —— 目次案

発刊にあたって

#### 第1編 点字の表記

##### 第1章 点字の記号

###### 第1節 点字の構成とブライユの点字配列表

1. 点字の構成
2. ブライユの点字配列表

###### 第2節 点字仮名の構成

1. 清音・濁音・半濁音
2. 撥音・促音・長音
3. 拗音（拗濁音・拗半濁音を含む）
4. 特殊音（外来音など）

###### 第3節 数字とアルファベットの構成

1. 数字など
2. アルファベットなど

###### 第4節 表記符号の構成

1. 句読符
2. 囲み（引用・強調・説明など）の符号
3. 関係符号
4. 文章構成関連符号

###### 第5節 第1章の補説

#### 第2章 語の書き表し方

##### 第1節 基本的な仮名遣い

1. 清音・濁音・半濁音
2. 助詞「を」「は」「へ」

3. 動詞「いう」
4. 拗音（拗濁音・拗半濁音を含む）
5. 撥音
6. 促音
7. ア列・イ列・エ列の長音
8. 「イ」を添えるエ列の長音
9. ウ列・オ列の長音
10. 「オ」を添えるオ列の長音
11. 同音の連呼
12. 連濁

## 第2節 その他の仮名遣い

1. 外来語など
2. 擬声語・擬態語など
3. 方言など
4. 該当する点字仮名がない特殊音
5. 古語

## 第3節 数字やアルファベットを用いた語の書き表し方

1. ひとまとまりの数（助数詞を含む）
2. 仮名で書き表す「千」「百」「十」
3. 小数・分数
4. 数字を重ねるおよその数
5. 語の一部を数字で書き表す場合
6. 音で読まれる数の書き表し方
7. 訓で読まれる数の書き表し方
8. 固有名詞に含まれる数の書き表し方
9. 文字や略称としてのアルファベット
10. 1語中の数字とアルファベット
11. 1語中の仮名とアルファベット



12. ローマ数字

13. アルファベットで書かれた語句や文の引用

#### 第4節 第2章の補説

### 第3章 語の区切り目と分かち書き

#### 第1節 文の単位と分かち書き

1. 自立語
2. 助詞
3. 助動詞
4. 形式名詞
5. 音韻変化のある形式名詞
6. 補助用言
7. 一部省略や音韻変化のある補助用言
8. 方言
9. 古文

#### 第2節 自立語内部の切れ続き

1. 短い複合語
2. 接頭語・接尾語など
3. 動詞の連用接続など
4. 動植物名など
5. 長い複合語
6. 独立性の強い意味の成分
7. 連濁を生じた複合語
8. 年月日・名数
9. 繰り返し言葉
10. 接続詞句や複合副詞
11. 動詞「する」の切れ続き

#### 第3節 固有名詞内部の切れ続き

1. 名字と名前

2. 人名と敬称など
3. 「さん」「様」「君」など
4. 地名および地名を含む語
5. 地名などに含まれる独立性の強い意味の成分
6. 組織名・団体名など

#### 第4節 第3章の補説

### 第4章 文の構成と表記符号の用法

#### 第1節 文や語句の区切りと句読符の用法

1. 句点
2. 疑問符・感嘆符
3. 読点や中点が原則として不必要な場合
4. 読点使用、または一マスあけの場合
5. 読点使用、または原則として二マスあけの場合
6. 対等関係の読点・中点使用、または原則として二マスあけの場合

#### 第2節 語句や文の引用・強調・説明などと囲みの符号の用法

1. 引用のカギ類
2. 強調のカギ類や指示符類、指定の指示符類
3. 説明のカッコ類
4. 付加説明の点訳者挿入符
5. 段落挿入符類

#### 第3節 語句や文の関係・省略・補足説明などと関係符号の用法

1. 語の接続とつなぎ符類
2. 語句の範囲と波線
3. 語句の対照などと矢印類や棒線
4. 余韻や省略などと棒線や点線
5. 隠された語句などと空欄符号
6. 補足説明と棒線
7. 欄外の注と第1注記符

8. 強調と第2注記符

9. 強調と星印類

#### 第4節 表記符号間の優先順位と、点字仮名体系における他の体系の記号の位置づけ

1. 表記符号間の優先順位

2. 読点が他の符号と誤読されないための配慮

3. 囲みの符号が誤読されないための配慮

4. 点字仮名体系における外国語

5. 点字仮名体系における数学記号

6. 点字仮名体系における理科記号

7. 点字仮名体系における点字楽譜

#### 第5節 文章の構成と行替え・行移し・見出し・簡条書きなどの書き表し方

1. 行替え

2. 行移し

3. 見出し

4. 見出しに使う数字やアルファベットなどの序列

5. 小見出し符類

6. 簡条書き

7. 詩行符類

#### 第6節 第4章の補説

## 第2編 参考資料

### 第1章 点字の意義と歴史

#### 第1節 盲人用文字としての点字

1. 6点点字の考案

2. 日本点字の翻案

3. 触読文字としての点字の特質

4. コミュニケーションの手段としての点字の位置づけ

## 第2節 日本点字表記法の変遷

1. 歴史的仮名遣いからの出発
2. 表音式仮名遣いへの道
3. 独自の表音式仮名遣い
4. 点字表記の統一と体系化

## 第3節 『日本点字表記法 1990年版』について

1. 改訂の経過
2. 改訂の主旨と主な改訂点

## 第2章 付加記号とその用法

### 第1節 必要に応じて用いる付加記号

1. 伏せ字
2. パーセント (%)
3. アンドマーク (&)
4. ナンバーマーク (#)
5. アスタリスク (\*)
6. 発音記号符、第1ストレス符、第2ストレス符

### 第2節 特殊な用途に用いる付加記号

1. 小文字符
2. 行末のつながぎ
3. 畳語符

## 第3章 書き方の形式

### 第1節 文の種類による書き方の形式

1. 詩
2. 短歌・俳句
3. 脚本
4. 手紙
5. 公文書など
6. 領収書など

## 第2節 表や略記など

1. 表
2. 出納簿
3. 数の略記

## 第3節 本文以外の割り付け

1. とびら
2. 目次
3. 奥付
4. ページ
5. 欄外見出し

## 第4章 点訳に関する留意点

1. 点訳の原則
2. ルビの扱い
3. 点訳者挿入符などの扱い
4. 図表などの扱い

### 【付録】 点字記号一覧

1. 日本点字表記に関する記号
2. 算数記号
3. 主な単位記号
4. ギリシャ文字
5. 発音記号
6. 英語（グレード1）

あとがき

# 日本点字委員会総会報告

日本点字委員会は、1987年8月28日～30日の3日間、東京都新宿区の戸山サンライズ（全国身体障害者総合福祉センター）において第22回総会を、また、1988年8月26日・27日の両日に大阪市北区の山西福祉記念会館において第23回総会を、続く1989年4月28日・29日の両日に、再び東京の戸山サンライズで第24回総会を開催し、次の事項を協議した。

## 1. 点字表記法の検討

日本点字委員会が、現行の『改訂日本点字表記法』を発刊したのは1980年2月である。それから既に9年有余の歳月が経過している。この間、点字を常用する視覚障害者や点訳奉仕者、あるいは視覚障害教育や点字図書出版関係者などから、この『改訂日本点字表記法』の解説が不十分な点等について、多くの意見や要望が寄せられている。そうした状況を踏まえて、日本点字委員会では、第20回総会以降、点字表記法をより系統的でより活用しやすい内容に整理し直すべく検討を重ねてきている。東北・関東・東海・北陸・関西の各地域での検討成果を基に、第22回総会以後第24回総会までは、主に次の事項について協議した。

①現行28字以外の特殊音の表記の仕方と特殊音を増加するかどうかについて、②点字表記における促音化の歯どめについて、③助動詞「う、よう」および形容詞のウ音便を長音表記にする理由づけについて、④数字の位を仮名書きにする場合の規則性について、⑤ローマ数字における外字符省略の可否について、⑥外字符を前置して表記する語の範囲を拡大するかどうかについて、⑦自立語内部の切れ続きについての基本的な扱いどころについて、⑧漢語名詞＋する、副詞＋する、などの切れ続きについて、⑨「として、にして、をして」等の切れ続きについて、⑩つなぎ符の使用基準について、⑪文中注記符・段落挿入符・小見出し符・詩行符等の記号とその用法について、⑫置語符の用法とその取り扱いについて、⑬点訳におけるルビの扱いの基準について

## 2. 『日本点字表記法 1990年版』——日本の点字制定 100 周年記念—— の刊行について

1990年は、我が国の点字制定 100 周年に当たる。この点字制定 100 周年を機に『改訂日本点字表記法』の改訂版を刊行することが第23回総会で決定した。改訂の基本方針は、現行の点字表記法の不都合な点を正し、必要な点字符号を追加するという程度の手直しに留めることとし、第20回総会以降協議・検討された事項を基に、編集委員会を設けて具体的な編集作業に着手することとした。編集委員会は、阿佐博、加藤俊和、金子昭、木塚泰弘、小林一弘、下沢仁、当山啓、藤野克己、藤森昭、水谷吉文、宮村健二の11名で構成することとし、委員長には木塚泰弘委員が当たることとなった。

『改訂日本点字表記法』の改訂版は、『日本点字表記法 1990年版——日本の点字制定 100 周年記念——』として1990年11月1日発行の予定である。

## 3. 委員の交替について

学識経験委員で本会副会長であった海藤弘氏が1987年3月に山形県立山形盲学校長を退職したため、後任として北海道札幌盲学校長の及川巳佐男氏（全日本盲学校教育研究会会長）が1989年3月の同校長退職時まで学識経験委員および本会副会長を務めた。1989年4月以後は、大阪府立盲学校長の関喜昭史氏（全日本盲学校教育研究会会長）が同じポストの残任期間を引き継ぐこととなった。また、盲教育界代表委員であった目黒伸一氏（福島県立盲学校）は1989年3月の退職を理由に委員を辞任し、1988年8月の全日本盲学校教育研究会福島大会において宇和野康弘氏（宮城県立盲学校）が後任に推薦され、残任期間委員として担当することになった。そのほか、第24回総会において、事務局員として水谷吉文氏（天理教点字文庫）を新たに委嘱した。

## 4. 国際標準化機構（ISO）への委員の推薦について

国際標準化機構（International Organization for the Standardization）のリハビリテーション機器専門委員会から、点字読み書き機器の作業部会と歩行者のための触地図と聴覚・触覚記号の作業部会に、我が国の専門家を派遣してほしい旨の要請があり、日本点字委員会では、第23回総会において木塚泰弘委員を選出し、日本盲人

福祉委員会を經由して点字読み書き機器の部会に推薦することとした。また、歩行者のための触地図と聴覚・触覚記号の部会には、本会事務局員の加藤俊和氏が日本盲人社会福祉施設協議会から選出され、日本盲人福祉委員会から同時に推薦された。

#### 5. 日本の点字制定 100 周年記念事業について

日本点字委員会では、第22回総会において、日本の点字制定 100 周年の記念事業検討委員会を発足させ事業内容の検討を開始した。検討委員会は、阿佐博、木塚泰弘、小林一弘、下沢仁、西尾正二、宮田信直の 6 委員で構成し、委員長には阿佐博副会長が当たることになった。具体的な事業としては、点字制定 100 周年を記念した記念切手の発行を計画し、文部省・厚生省の両省を通して、郵政省にその実現方を要請した。また、100 周年記念事業の推進に当たっては、我が国の視覚障害関係団体の総意として実施できる組織と体制とを整えるべく、日本盲人福祉委員会、日本盲人会連合、日本盲人社会福祉施設協議会、全国盲学校長会、毎日新聞社点字毎日、並びに日本点字委員会の 6 者で、点字制定 100 周年記念事業実行委員会を組織することになった。日本点字委員会からは、本間一夫会長、阿佐博副会長、下沢仁事務局長の 3 名が代表委員として実行委員会に参画している。



## 編集後記

『日本点字表記法 1990年版』の全体構想がやっとまとまり、規則編に当たる「第1編 点字の表記」の中間報告という形で、この「日本の点字」第15号を編集することになった。

1988年8月に行われた第23回総会の折に発足した点字表記法編集委員会は、第24回総会をはさんで、1988年11月19日～21日、1989年1月14日～15日、同7月15日～16日、同8月11日～13日と4回延べ10日間にわたって、精力的な編集・調整作業を行った。今回は、「日本の点字制定100周年記念」というサブタイトルも付く記念碑的出版であるだけに、編集委員各氏の熱の入れようは大変なものである。点字表記の規則の整合性や正確な成文化についてはもちろんのこと、用例の適否、用例の並べ方の順序、規則と用例との明確な対応などから、説明部分の用語・用字にいたるまで、1語1字もおろそかにしないという意気込みでの綿密な編集作業が展開された。

本誌の中間報告は、第20回総会以降の総会で確認・決定されたことを主軸とする表記法の概要であるため、そうした編集会議の成果を披露することはできないが、この中間報告についてのご意見等を1990年1月末日までに日本点字委員会事務局にお寄せいただければ幸いである。

なお、日本点字委員会が他の視覚障害関係の団体とともに組織した日本の点字制定100周年記念事業実行委員会では、記念式典を1990年11月1日の点字制定記念日に予定しているほか、点字の普及・発展に功績のあった個人または団体の表彰・感謝、記念講演会、記念展示会などの実施・開催が、具体的に企画・検討され始めている。実行委員会の委員長には日本盲人福祉委員会の実本博次理事長が当たり、また、委員長に事故のある場合は日本盲人会連合の村谷昌弘会長が委員長代行として会の運営に当たることになっている。日本の点字100周年を記念して、広く社会一般に点字を知ってもらおう機会にしよう構想をねっているところである。

(小林 一弘)

日本の点字 第15号

---

1989年9月21日発行

発行 日本点字委員会

〒169 東京都新宿区高田馬場1-23-4

日本点字図書館内

電話 (03) 209-0241

印刷所 合同印刷株式会社

〒130 東京都墨田区業平2-9-13

---